

第5回大阪市 PCB 廃棄物処理事業監視委員会議事要旨

1 開催日時

平成 17 年 3 月 31 日(木) 14 時 00 分～16 時 30 分

2 開催場所

此花会館 大ホール

3 会議次第

(1) 開会

(2) 挨拶

1) 福永委員長

2) 環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長補佐

(4) 議事

1) 処理施設の建設工事について

2) 大阪市 PCB 廃棄物処理計画について

(5) 閉会

4 出席者

(1)委員

[専門委員]

中地 重治 廣田 良夫

福永 勲 渡辺 信久

[市民委員]

栗栖 孝臣 八木 基之

(2)環境省

廃棄物・リサイクル部産業廃棄物課長補佐 山本 郷史

(3)日本環境安全事業株式会社

事業部長 木村 祐二

大阪事業プロジェクトマネージャー 櫻井 健一

営業部営業課長 尾崎 英男

大阪事業所長 清水 一雄

(4)大阪市

環境事業局廃棄物適正処理担当部長 竹本 忠彰

環境事業局事業部産業廃棄物規制担当課長 奥野 一夫

環境事業局事業部規制指導課長代理 中村 宣邦

同 課長代理 宮田 和一
同 担当係長 水口 幸弘
同 三原 眞
同 濱口 国章
同 小林 弘嵩

(5)オブサーバー

大阪府環境農林水産部環境指導室事業所指導課主査 辻井 洋一
兵庫県健康生活部環境局環境整備課技術吏員 馬場 敏郎
奈良県生活環境部廃棄物対策課係長 清水 敏男
和歌山県環境生活部環境政策局廃棄物対策課技師 田中 伸樹

5 議事概要

(1) 議事

1) 処理施設の建設工事について

[参考資料 1] を日本環境安全事業株式会社(以下 JESCO という)が説明

【説明の概要】

前回委員会(平成 16 年 7 月 9 日)以降の経過は、処理施設の設置許可申請を 8 月 3 日に行い、全国一律の PCB 廃棄物処理料金を 9 月 17 日に公表し、12 月 20 日には処理施設の設置許可を取得した。

平成 17 年 1 月 13 日に事業用地を購入し、1 月 24 日から処理施設の建設工事に着手しており、3 月 9 日に建設工事の起工式を開催した。また、工事内容等を報告する「大阪事業だより第 1 号」を発行した。

平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに PCB 廃棄物の情報提供等を行った事業者に対して、処理料金の 5%を割り引く早期登録・調整割引制度をスタートさせる。

建設工事の概要は、工事期間が約 19 ヶ月(試運転 5 ヶ月を含む)で、工事内容は、建物、プラント設置工事と駐車場や植栽などの外構工事である。

工事時間は、月曜日から土曜日及び祝日の原則 8 時から 19 時としている。なお、騒音振動発生作業(杭打ち等)については、祝日には実施しない。

工事車両は、クレーン車・ユニック車・ダンプカー・トラック・トレーラー・生コンクリート車などの車種を考えている。工事車両の 1 日あたりの通行量は、35 台から 220 台/日程度の往復を予定しており、その内 80%は阪神高速を通行し、残りの 20%は主として此花区の地元施工業者が梅花交差点からの一般道路を使用する。(44 台程度)

建設工事の概略工程は、1 月 24 日から工事にかかり、1 月末から 3 月に杭打ち工事、その後基礎工事でコンクリートの打設を行う時期が生コンクリート車が通行する時期になる。壁工事・内装工事、機械据え付け、配管、電気、計装工事などが終了するのが平成 18 年 2 月で外溝工事を除きプラントは完成する。

平成 18 年 3 月から試運転に入り平成 18 年 8 月から操業を開始し、平成 27 年 3 月に処理を終了する工程となっている。

工事期間中のうち、平成 17 年 9 月に工種が多く重なっており、工事のピークとなる。

工事使用車両台数の抑制ということで、工事関係者の通勤は、JR 桜島駅から通勤時間帯にシャトルバスを運行している。また、資材運搬車両は極力通行量の少ない時間帯を通行させる。ただし、基礎工事に伴う生コンクリート車は、連続打設の関係から 8 時から 16 時までの時間帯を通行させてもらいたい。

積載物の落下・飛散防止のため、コンテナ収納、シート養生を行い、道路を汚損しないため、工事現場から出る時はタイヤを十分洗浄する。

工事関係車両の明示として、高速道路を利用する車は青カード、一般道を使用する車は赤カードをフロントガラスに掲示し違反車両の対応を行う。

工事車両の台数は、大型車が 5 台から 60 台、小型車が 30 台から 160 台で、合計 35 台から 220 台と考えている。この他、生コンクリート車は、大量打設の、2 月目が月 4 日間、3 月目が月 8 日間、4 月目が月 4 日間 150 台、5 月目から 7 月目が月 7 日間の各 60 台走行する。

工事期間中の通行車両のピークは 9 月 220 台で、生コンクリート車を除き、一般道路通行量を 2 割とした場合、現行通行量から 0.14%から 0.9%程度の増加となる。

生コンクリート車が地元業者となった場合は、市街地を通行するので 2 カ所に交通誘導員を配置することにより安全対策を図る。

環境対策、環境監視計画は、低騒音・低振動型重機や工法を採用します。例えば、杭打ち工事は掘削による既設杭を埋設する工法を採用している。

粉じん、排水対策は、必要に応じて散水や飛散防止シートで養生し、排水についても必要に応じてろ過処理等を実施する。

廃棄物については、建設リサイクル法・廃棄物処理法に基づき適切に処理を行う。

環境監視は、排水の汚濁状況の監視や騒音・振動測定を実施している。

【質疑の概要】

(委員長)

すでに 2 月・3 月と工事が始まっているが、工事車両の出入りは予定台数程度になっているのか。

(日本環境安全事業株式会社)

全体の数量は、若干少なく、2 月は地元通行が 18 台と予定通りで、3 月は計画より増加し 30 台となっており、通勤車両についてシャトルバスを利用するよう指導しているところです。また、高速道路を含めた車両からすると増加していない。

(委員)

環境対策、環境監視計画で、工事排水や雨水の随時監視をどのようにしているのか。また、振動、騒音測定の実施頻度が決まっているのであれば教えてほしい。

(JESCO)

排水については、現場地盤が悪いこともあり、セメントを混ぜて改良しており、雨水の溜まりでPHが11から12のところもあるため、希硫酸等で中和し、下水道基準のPH9以下を確認して下水放流している。騒音振動については、2月23日から3月16日まで6回測定している。東区画のアミティ側で作業中64から70デシベル程度、作業終了後で57から61デシベル程度である。騒音規制法による規制値85デシベル及び振動規制値75デシベルを超えないよう確認しながら作業を行っている。

(委員)

現在、振動や工事車両の運行等で地元迷惑をかけていないということか。

(JESCO)

そうです。

2)大阪市 PCB 廃棄物計画について

[資料2] 及び [参考資料1] を大阪市が説明

ダウンロードファイル

【説明の概要】

PCB 廃棄物処理計画は、PCB 特別措置法ですべての都道府県と政令で定める北九州市・大阪市・豊田市が処理計画を策定しなければならないと定められている。近畿圏においては、大阪府・奈良県・京都府・和歌山県が策定済で、滋賀県、兵庫県が策定中である。

計画の策定にあたっては、平成17年2月2日から3月1日までの間、パブリックコメントを実施し、意見募集を行い、その結果については参考資料1にまとめている。

処理計画の中身は、第1章策定の目的と基本方針、第2章PCB 廃棄物の現状及び処分見込量、第3章PCB 廃棄物の処理体制、第4章適正処理の推進の構成としている。

第1章では、第1節策定の背景は「カネミ油症事件」からの経過をまとめている。

第2節は、国・大阪府の処理計画との整合性を図って策定しており、その位置付けを図で示している。また、基本方針として、大阪市内に保管されているPCB 廃棄物は、JESCOの拠点的広域処理事業で処理することとし、当初2ヵ年で処理を完了することを目途としている。ただし、保管事業者自ら処理するPCB 廃棄物及びこの計画策定時点で処理体制が整備されていないPCB 廃棄物は、計画期間内(平成28年7月)に処理を完了することとしている。

第2章では、PCB 廃棄物の種類別保管状況、市内保管事業所の分布、現在使用中のPCB 含有機器の状況及び保管中・使用中を合計した処分量を表に示している。

第3章第1節PCB 廃棄物の処理体制では、JESCOの処理施設の概要と近畿2府4県の処理対象物並びに関西電力のごく微量のPCBが非意図的に混入されている柱上変圧器の絶縁オイルと変圧器ケースのみを処理対象とした処理施設がある。

JESCO 大阪事業でも処理対象になっていない、蛍光灯等の安定器や感圧複写紙及びウエス

等については、関係地方公共団体とも連携を図りながら、国・JESCO に対して施設整備を早急に図るよう要請していく。また、微量の PCB が非意図的に混入したトランス等について、国で低濃度 PCB 汚染物対策検討委員会を設け基本的方向について検討しているが、早期にその結果を示すよう要請していく。

第 2 節処理体制の確保のための方策は、適正保管、使用中機器の転換及び収集運搬の指導の 3 点があり、適正保管については、総務省勧告を踏まえ、大阪市では平成 16 年 7 月から約 2 ヶ年をかけて全保管事業所に対して立入調査を行っている。

使用中の機器については、いずれ PCB 廃棄物になることから、できるかぎり早期に機器の転換を図るよう指導していく。

収集運搬については、関係法令及び国の PCB 廃棄物収集・運搬ガイドラインを遵守するよう指導していく。

第 4 章は、JESCO 大阪事業の施設について JESCO が設置する PCB 廃棄物処理事業検討委員会及び同大阪事業部会で、安全性等の検討を行い施設の設計を行っている。

処理施設の設置許可段階では、廃棄物処理法に基づき、大阪市が設置している廃棄物処理施設設置等検討委員会で、生活環境への影響等について審査を行った。

操業後は、処理施設内に設置する PCB 廃棄物情報管理センターで、施設操業に伴う各種データを開示するとともに、事業監視委員会で審議、評価していく。また、指導監督権限が大阪市にあるので随時立入調査を実施し、事業監視委員会に報告する。

環境監視計画については、前回の委員会で審議した内容を記載している。

収集運搬体制は、施設の処理能力等を勘案して 1 日あたり延べ 15 台までの搬入車両台数とする。

計画管理として、JESCO と保管事業者及び収集運搬業者が、事前に十分な調整を行い計画的な搬入をする。また、少数保管者については、複数の事業所で積みあわせて効率化を図る。処理施設への運搬は、高速道路、阪神高速湾岸線を使用する。ただし、此花区及び福島区の一部については、一般道を使用することとしている。

運搬車両の運行管理は、JESCO の受入基準のなかで、GPS を使って車両の運行状況をチェックするシステムを整備するよう指導を行うこととしている。

中小事業者の PCB 廃棄物は、基金制度を活用しながら処理していくこととしている。

情報公開については、大阪市として事業監視委員会の審議内容を本市のホームページ等で情報公開、情報提供を行っていく。

近畿 2 府 4 県では、PCB 廃棄物広域処理部会を設けて、阪神高速の利用、1 日 15 台までなどの条件をもとに、地域ごとの搬入量や搬入時期等について調整を行っていく。また、収集運搬についても、近畿圏で統一的な指導體制の整備を図っていく。

緊急時の対応マニュアルを早い時期に確定するよう JESCO に指導していく。

関西電力の施設については、必要に応じて指導を行っていく。

【質疑の概要】

(委員)

PCB 廃棄物の保管事業者への立入調査の状況をもう少し詳しく説明願いたい。

(大阪市)

市内 10 箇所にある環境事業センターの担当者が立入調査を行っており、対象事業所が約 1900 件、2 月末現在で約 930 件すでに立入調査済で、次年度にかけてすべて立入調査を行う予定である。なお、特に漏洩・紛失・不明等の報告はなく、適正に保管されていると理解している。

(委員)

基本方針のなかで保管事業者自ら処理する PCB 廃棄物は、この計画の期間内に処理を完了するものと書かれているが、JESCO の大阪事業で処理をせずに自分のところで処理する旨の表明をされている保管事業者等はいらぬのか。

(大阪市)

関西電力以外に具体的な話は聞いていないので、JESCO 事業で処理する意向であると理解している。

(委員)

立入調査時に「こういうふう処理をします。」という聞き方はしていないか。

(大阪市)

そういう言い方はしていない。

(委員)

今後、2 年以内に処理をするのであれば、立入調査時にその旨を説明したほうがよい。説明会をしていると思うが、実際の現場との意志疎通がどの程度できているかわからないので、その点留意したほうがよい。また、高齢者が個人的に保管を継続されており、早期の処理を望んでいる場合や小規模な事業所で、PCB が入っていること知らない、気づいていない事業者もいると思うので、その点も考慮しないとイケない。

(大阪市)

本年 1 月 18 日に大阪府下、産業廃棄物を所管する 5 行政、大阪府・大阪市・堺市・東大阪市・高槻市で PCB 廃棄物保管事業者を対象に説明会を開催したなかで、JESCO からダイレクトメールにより処理時期など事業者の希望調査や早割制度にかかるアンケート調査を行う旨の予告をしている。また、高齢者等で今後の処理に困っており、早期に処理を希望する方もいると思うので、大阪市の先行処理と言いつつも枠内で取り込めるよう今後調整を図っていきたい。

3) 情報公開施設について

[資料 3] を JESCO が説明

【説明の要旨】

大阪市の受入条件(抜粋)の情報公開施設に関連するところを抜粋している。

PCB 廃棄物情報管理センターの設置及び市民への説明責任として、施設の稼働状況や搬入状況などを確認できる同センター等により、事業着手から終了にいたるまでの間、積極的かつ適切に情報公開を行う。

環境教育、環境情報発信機能の整備は、周辺環境関連施設と連携し、当該地域が環境教育や環境情報発信を担えるように整備する。

情報公開施設としては、見学ルート、プレゼンテーションルームと情報公開ルームを設置する。

前回委員会で指摘された 150 人の見学者がスムーズに移動できるようにとの点については、プレゼンテーションルーム(2 階)への階段幅を 1.5m から 2m に拡幅している。

情報公開ルームの基本方針は、1)積極的かつ適切に情報開示する。2)環境教育、環境情報発信の役割を担う。3)わかりやすい展示や解説に努め、小学 4 年生にも理解できる内容にする。

スケジュールは、本年 11 月までに設計内容をまとめ、12 月から来年 5 月にかけて施設の製作を行い、6 月から 2 ヶ月の予定で現地調整を行ったうえ、本格操業にあわせて公開する。

具体的イメージとして既に操業している北九州事業の情報公開施設を紹介。(資料 3 のとおり)

施設の運転状況では、PCB 廃棄物受入・前処理状況・払出しの実績を表示している。

環境モニタリング状況では、排水・雨水・悪臭・騒音などの環境モニタリング計画で定められた測定項目の濃度を表示している。

収集運搬車両の運行状況は、リアルタイムで表示される。

施設に関わる総合的な情報として、安全設計の説明・事業監視委員会等の報告書等の設置トランスなどの現物展示及びパネル紹介・DVD 等の映像による事業説明などをおこなっている。

環境学習のコンテンツは、PCB 廃棄物処理事業を通して、地球規模の環境汚染防止、環境放出量の低減や人への暴露量の低減について理解していただくため、例として地球環境保全、残留性有機汚染物質に関する規制の POPs 条約、食物連鎖等を念頭におきながら設計を進める。また、参加、体験型学習機能も取り入れる。

【質疑の概要】

(委員)

施設説明など誇りをもって仕事を遂行できる人を継続して配置してほしい。今、北九州事業ではどうなっているのか。

環境モニタリング画面では、排気中の PCB 濃度はおそらくゼロ(ND)という形で出ていると思うが、小学 4 年生にもわかるということであれば、PCB を分解処理をしてる装置の中で、PCB が新たに分解して、ガス中に PCB が検出されたが、それが分解してゼロになったなどの表示モニタリングを検討願いたい。

(JESCO)

情報センターの説明員ですが、北九州事業では、現在専門の説明員は配置していないが、計画としては専門の説明員を配置したい考えはある。これまでは、事業所の職員、多くの場合所長が案内している状況です。今までの見学者は自治体関係者や事業者など専門的な説明を理解できる方であるが、今後、市民にもわかりやすい説明となると説明にも長けて、話術もある説明員を養成する必要があると考えている。

環境モニタリングと実際どのように処理されているかを一目でわかるようにという件ですが、資料 3P24 の 4)で、実際に処理が行われている数字と解説パネルを併せ見ればわかりやすいのですが、委員の意見を踏まえて検討していきたい。

(委員長)

施設の説明員を現在、所長が行っていることは、それでよいと思う。願わくば、実際現場でオペレートしている方のほうが説得力があると思う。

もう一点の件は、環境モニタリングではなく、装置の中の PCB 濃度の高いものが、処理によって濃度が下がっている、あるいは分解されている状況がわかるような表示ができればよいと思っている。

環境モニタリングでは、オンラインモニタリングで局所排気も建物から外部に排気する直前のところだと思うが、活性炭を通る時にはゼロになっていると思うので、もうすこし前の段階で一番濃度が高いところがここであるというのを示すことができれば、それが情報公開であると思う。

(JESCO)

施設の中でどのように処理されているかは、オンラインモニタリングで把握していくのが基本的な考え方である。運転状況をオンラインモニタリングで監視できる設計を考えているので、理解を賜りたい。

(委員)

情報公開施設の説明等は、できれば大学生や一般の人向けと小学 4 年生程度向けの 2 本立てにしていきたい。というのは、大阪市の清掃工場では、小学 4・5 年生が社会科のカリキュラムで見学に来ることから子供向けのプレゼンテーション施設になっていて、大人が見に行くと、もっと知りたい詳細部分が欠如していることがあるので、2 通りを作成するとありがたい。

インターネットで情報公開しているとのことだが、JESCO のホームページを検索したが、北九州事業について、オンラインで処理施設の現場では見れるが、インターネットには発信されていないので、香川県の豊島の熔融炉中間処理施設等の運転状況をインターネットで公表しているところまでいっていないとの感想をもった。ただ、北九州市では、ホームページで監視委員会の活動状況がわかる。また、定期的に監視委員会だよりの発行などを行っている。

大阪市のホームページからも JESCO のホームページからも大阪事業の進捗状況や監視委

員会の活動状況などが把握できるようリンクの張り方など研究願いたい。

(JESCO)

施設に関する総合的な情報については、小学 4 年生など低学年にもわかる、及びそれ以上の大人にも十分満足できる考え方で設計を進めていきたい。

環境学習のコンテンツは、参加体験型により次代を背負う小学生が、今回の事業の大切さを十分に理解していけるような設計を進めていく。

北九州事業から豊田・東京事業と開始するので、JESCO としてホームページを総合的にどのように整備していくのか、検討を始めたところである。

北九州事業をはじめ、事業ごとに統一したフォーマットにより見やすい情報提供ができるように考えている。北九州事業は、近々インターネットに登載できる予定である。操業状況やモニタリング情報も当然公開する。ただし、技術的、コスト面の制約もあるので、リアルタイムで提供できるかどうかの問題もあるが、できるだけ定期的に、頻繁に、更新していく形で情報提供したい。

(大阪市)

事業監視委員会の内容については、ホームページで公表しているが、今後、関連情報が増加することが十分想定されるので、委員の意見を踏まえ、JESCO と十分相談のうえ、連携をはかりながら情報提供に努めたい。

4) 「PCB 廃棄物の処理がいよいよ始まります」について

[資料 4] を JESCO が説明

【説明の要旨】

環境省と JESCO の共同で作成したパンフレットにより説明。

「PCB ってどんなもので、何に使われていたのですか？」では、代表的な電気機器の紹介とカネミ油症事件による毒性の社会問題化を解説。

「なぜ PCB 廃棄物を処理しなくてはいけないのですか？」では、PCB 特別措置法制定経過及び 28 年までに処理すること、保管義務及び罰則等の説明。

「日本環境安全事業株式会社って、どういう会社ですか？」では、国の 100% 出資会社で国、都道府県、政令市などの許認可、指導監督を受ける PCB 廃棄物を広域的に処理できる機関であることの説明。

「PCB 廃棄物は、どこで処理するのですか？」では、全国 5 ヶ所の処理施設の紹介と操業予定時期等の説明。

「PCB 廃棄物は安全に処理されるのでしょうか？」では、北九州事業の写真を使用し、安全設計の説明及び積極的な情報公開を PR。

処理料金の説明。基本的に全国一律料金である。料金設定は、PCB 廃棄物の数量で施設整備・運転にかかる経費を割り戻すという形で算定している。—詳細は料金表のとおり—

「早期登録・調整協力割引は、どうすれはうけられますか？」では、PCB を処理するため

に必要な最低限の能力をもった施設で、日常処理能力の100%を発揮して処理することとしているので、計画的な処理が不可欠であるため、保管事業者に処理時期の調整など協力いただいた方に5%の割引を行う制度である。なお、期間は平成17年4月1日から平成18年3月31日の1年間で、登録料として1台あたり2,000円を負担してもらおう。

「中小企業の処理費用は、どのくらい軽減されるのでしょうか？」では、処理費用軽減についての仕組み及び中小企業者の定義並びに軽減される額(70%)の説明。

【質疑の概要】

(委員)

処理料金には収集運搬料金は入っていないということだが、説明会のときにも質問があったと思うが、収集運搬料金はどの程度になるか教えてほしい。

(JESCO)

産業廃棄物の収集運搬を行うには、廃棄物処理法に基づき行政の許可が必要であり、さらにJESCO施設への受入基準を守れる収集運搬業者が処理施設に搬入できることとしている。収集運搬料金については、基本的に収集運搬業者が決めるものですが、北九州事業の試運転時に運搬した経緯があり、その時は、午前・午後1回ずつ約30個運搬して約100万円弱かかった旨説明している。また、保管事業者の情報で、北九州事業の運搬業者に大阪事業の場合の収集運搬料金の参考見積もりでは、トラック1台1日で約50万円強かかるとの説明をしている。

ただし、最終的には個々の保管事業者との個別の見積もりになる旨の説明もあわせてしている。

(委員長)

このパンフレットの2ページで「PCBは脂肪に溶けやすいことから、慢性的な摂取により人の健康を害することが報告されています。昭和43年にはカネミ油症事件が発生するなど」と記載しているが、カネミ油症事件の場合は、いわゆる高濃度急性暴露です。「慢性的な摂取により人の健康を害することが報告されている。」の因果関係が検証された事例はあるのか。

(JESCO)

今、具体例はわからないが、多くの場合、慢性的な影響について、動物実験などから類推していると思うが、そういう科学的な実験を総合的に判断して記述している。

(委員)

具体的に、より正確に記述するのであれば、「健康を害することが懸念されています。」程度と思うが。

(委員)

パンフレットの改訂時には、意見を参考に検討願いたい。

環境省が策定した収集運搬ガイドラインや大阪市のPCB廃棄物処理計画に基づいて収集運搬体制や受入基準が検討されて、いつ頃公表する予定になっているのか。

(大阪市)

大阪事業の処理対象区域が近畿 2 府 4 県にわたっており、特別管理産業廃棄物に該当する PCB 廃棄物を運ぶ業者は、積む場所と降ろす場所双方の自治体の許可が必要であるので、ガイドラインの運用等を含めて、共通の理解が必要であるので、現在、近畿ブロックのなかで、関係自治体が集まり協議に入ったところである。

平成 18 年 3 月には試運転に必要な PCB 廃棄物を運ぶ必要があるので、できるだけ早期に取りまとめ、収集運搬業界・事業者へ示す必要があるので、夏ごろには、最終的な形を示したいと考えている。

5) 「大阪市 PCB 廃棄物処理事業に係る生活環境影響調査についての検討結果報告書」の概要について

〔資料 5〕を大阪市が説明

【説明の要旨】

前回の監視委員会以降の許可関係の経過を説明。

平成 16 年 8 月 3 日に JESCO より、廃棄物処理法第 15 条に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可申請がされた。

8 月 13 日から 9 月 13 日の 1 ヶ月間生活環境影響調査書の縦覧を行った。

9 月 17 日に建築基準法第 51 条の規定に基づく産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の位置、敷地に係る許可申請を受理した。

10 月 13 日に大阪市廃棄物処理施設設置等検討委員会を開催し、その検討結果について取りまとめた。

12 月 6 日に大阪市都市計画審議会が開催され、今回の施設について審議され可決された。

12 月 20 日には、廃棄物処理法及び建築基準法に基づく許可を行った。

処理施設設置等検討委員会の検討結果報告書の概要は、一般事項として、PCB 廃棄物の処理計画、施設計画、その他処理施設に関する環境保全対策、安全対策のほか、利害関係者の意見に対する検討を行った。

生活環境の保全に関する事項として、大気汚染、騒音振動及び悪臭について、現況把握、調査項目、保全目標値、予測、分析評価の報告について検討を行った。また、モニタリング計画のモニタリング個所、測定頻度並びに JESCO が設定した自主管理目標値についても検討を行った。

同委員会としては、生活環境影響調査書を中心に科学的・専門的検討を行い、その内容が概ね妥当と判断され、了承を得た。

結果報告書を取りまとめるあたり、生活環境の保全に関して、特に考慮すべき事項を、指摘事項としてまとめている。

一指摘事項の全文を読み上げ説明した。一

【質疑の概要】

(委員)

PCB 処理計画の説明で、近畿 2 府 4 県の処理予定の PCB 重量が約 4000 トンで、その内大阪市分が約 860 トンあり 5 分の 1 強となっている。大阪市内分を 2 年間を目途に処理することだが、最初の 2 年間は大阪市の分のみ処理するようになっているのか。

(大阪市)

大阪市では、平成 13 年 6 月に PCB 廃棄物処理基本計画を策定しているが、その基本計画の中に、JESCO の施設の大阪市内立地に協力する際の条件として、大阪市内分を先行処理する旨記載している。今回の処理計画でも 2 年間を目途にという表現をしているが、他府県は、2 年待つことになるのか、との質問があると思うが、原則的にはそういうことになる。しかし、昨今の経済状況を考慮すると必ずしも大阪市内分がすべて処理できるかどうか。今後、早割制度のアンケートのなかで事業者の意向の結果を見ながら、2 府 4 県の自治体とも十分受入計画を調整していく必要があると考えている。

(JESCO)

今の件で、大阪事業だけではなく、すべての事業で地元の PCB を優先処理する指示を受けており、JESCO としても当然の指示であると思っている。